諫早市における胎児等の火葬について

妊娠12週以降の死産等では、届出や火葬が必要になります。この資料は諫早市の火葬場についての案内です。他市区町村では取扱いが異なる場合があります。

※基本的に、ご遺族様単独で火葬予約や役所手続きなどします。

火葬までの流れ　※葬儀社を介する必要はありません

① 病院で「死産証書」または「死亡診断書」を受け取る



② 火葬の予約をする

電話 0957-21-2600
受付時間 9:00～17:00
小ヶ倉斎苑



③ 役所へ「死産届」または「死亡届」を提出する



④ 火埋葬許可証を受け取り、火葬料金を支払う



⑤ 予約時間前に火葬場へ行く

火葬時間の目安：約30分～1時間



30分前に来場

届出の違い　死産届 と 死亡届

出産前に母体内で亡くなった場合

- 届出：死産届
- 戸籍：作られない
- 期限：死産後7日以内

出生後に亡くなった場合

- 届出：出生届 → 死亡届
- 戸籍：作られる
- 名前：必要
- 期限：出生届は14日以内／死亡届は7日以内

状況により必要書類や届出先が異なる場合があります。

火葬料金（諫早市火葬場条例）

区分	市民	市民以外
死産児	3,000円	12,000円
出生後に亡くなった12歳未満の遺体	6,000円	24,000円

火葬許可証受取時に市役所で支払います。

準備のポイント　ひらまつ斎場では白2.3寸を税込3,300円で販売しています



- 棺や骨壺は必ず必要ではありません　骨壺は準備しておくと安心です。
- 基本的に、お体は紙箱状のものに寝かせます。
- 火葬まで時間がある場合は、結露に注意して保冷します。
- 火葬時には紙箱から出す場合が多いです。
- 薄手の木綿のハンカチなどで包む方法もあります。
- 花やお菓子などを一緒に火葬すると、お骨が残りにくくなる場合があります。
- 胎児の大きさや発育状況によって、お骨が残らない場合があります。
- 骨壺は、熱に強い陶器製などの蓋付き容器が適しています。
- 状況によって対応が異なるため、火葬場職員に確認してください。

服装について



- 火葬場に特定のドレスコードはありません。
- 必ずしも礼服・喪服を用意する必要はありません。
- 私服でも差し支えありません。

24時間ルール

- 妊娠7ヶ月以上であれば、火葬までに24時間経過が必要です。
- 7ヶ月未満であれば、例外がありますので市役所もしくは火葬場職員へお尋ねください。
- 24時間待機が必要な場合保冷に注意して下さい

詳細は小ヶ倉斎苑へご確認ください。

ひらまつぷろだくと　参考まとめ